

有機 J A S 規格に関する意見交換会（仙台会場）議事概要

日時：平成 22 年 4 月 20 日（火）

13：00～16：00

場所：エルパーク仙台ギャラリーホール

この概要は、会議における意見交換の概要をお伝えする目的で、事務局が、事務局の責任においてとりまとめたものです。

有機 J A S 制度を巡る現状について（資料 1）

パネリスト

国内の有機牛は約 900 頭ということだが、このうち肉用牛と乳用牛の内訳はどうなっているか。

事務局

大半は乳用牛である。

有機 J A S 制度における課題（資料 2）

【課題 1】世界の先進国に比べ、日本の有機生産が伸びない理由は何か？

【課題 2】平成 17 年に導入した有機畜産物がほとんど生産されない理由は何か？

一般参加者

有機農産物 J A S 規格で、化学肥料及び農薬を使用しない期間が、は種・植付け前 2 年以上となっている。3 年だと思っていたが、期間が短くなったのではないか。また、有機加工食品の J A S 規格で、化学的に合成された食品添加物や薬剤の使用について、「極力避けること」という曖昧な表現となっていること、原材料は水と食塩を除いて 95% 超が有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品となっており、残りの 5% が大きい数字だと思う。この根拠は何か。

事務局

有機農産物の、は種・植付け前 2 年の定義については変わっていない。ただし、多年生作物の場合は 3 年以上となっており、これらは規格が出来た時から変わっていない。

有機加工食品の食品添加物については、何を使ってもよいわけではなく、使ってもよい添加物はポジティブリスト化され示されている。原材料の 95% という数字については、世界的にも同じである。

一般参加者

コーデックスでも同じか。

事務局

コーデックスでも同じである。ただし正確に言うと、EU 等では「基

本的には100%有機のものを使って作りなさい。」ということになっており、手に入らないものがある場合には5%を認めている。

一般参加者

資料1のp21に、日本が同等性を認めている国とあるが、逆に日本を同等と認めている国はどのくらいあるのか。

また、p22～24の有機畜産物の頭数について、日本国内の畜産物に占める割合など、他の国と比較できる資料はあるか。

事務局

日本は20カ国を認めているが、逆に日本を認めている国は現在ない。

畜産物については、割合の統計は取っていない。

一般参加者

有機畜産がなかなか進まない大きな原因の一つに、実際の飼養現場において有機の飼養がされていても、それが肉として格付けされ、JASマークを貼るには、と畜場との関係で出来ない面がある。これについては今後課題として検討されるということによいか。

事務局

我々も課題の一つと考えており、これについては賛成、反対を含め、意見を出してほしい。

EUのように、と畜場と牧場は切り離して認定が取れる仕組みにできないか、牧場で有機の牛を育てた事業者が認定されたらと畜場へ持って行けばよいシステムに変更できないか考えている。

パネリスト

日本の有機生産が伸びない理由の一つには、コーデックスを含めEUやアメリカと違って有機に対する認識のズレがあるのではないか。

一つとして、ヨーロッパは基本的に環境保全を前提としているが、日本は環境保全から見れば、有機には手厚くない。

二つ目としては、環境保全に対する予防原則の観点が違う。日本は個々の生産者に規格の読み方を任せているので、消費者が有機に対して環境保全の産品であるという認識を取りづらく価格も低い。

三つめは規格基準が分かりづらい。生産現場や消費者で解釈にバラツキがあり、有機に信頼が置けないのではないか。

有機畜産物が増えない原因は、と畜場の問題と飼料の問題である。EUは飼料作物に補助がある。また、一般の飼料と有機の飼料は価格差があり、輸入の有機飼料は3倍もする。飼料作物に対する国の補助が必要である。

パネリスト

JAS有機の制度自身は、きちんとした基準に基づいて認証を行う制度であって、有機農産物を増やす制度ではないと思うがいかがか。

事務局

有機JASは、第三者認証制度という形で、消費者に対し有機JASマークが付いたものの信頼を確保するというところから始まっている。しかし、きちんと使える制度にすることも行政の役割だと考えている。

また、推進という意味では、有機農業推進法の担当部署である農水省生産局の農業環境対策課が進めている。消費・安全局と生産局で局は違うが、同じ有機農業についての行政を行っているため、タイアップしながら事業を進め、予算の取り方についても意見交換して進めている。

事務局

農業環境対策課有機農業推進班では、有機農業推進法に基づき有機農業を推進している。平成22年度予算の政策目標の中に有機JAS認定農産物の生産量を平成26年度までに増やすことを記載しているが、有機JAS以外の有機農業推進法に基づいた有機農業も含め、窓口を広く開けて定着させようという支援や普及啓発に取り組んでいる。

パネリスト

EUや他の国と違って、日本の有機農業の目指すものやイメージが分からない。農薬や化学肥料を使わないことが消費者にとってどういう意味を持つのか具体的に提案されていない。

EUでは、有機は環境を守ることであり、農薬や化学肥料を使わないことについての意義を持っているから理解が進む。しかし日本は、安全性や値段の基準だけで消費者が選んでいるので有機の理解は進まない。

有機農業と環境保全型農業の連続性も重要である。現在は、有機と特別栽培が明確に仕分けられている。連続性を考えれば、慣行栽培から特別栽培を経て有機栽培へと段階があり、生産者も消費者もその段階を踏んで伸ばしていく仕組みが必要である。

パネリスト

有機農業に取り組みたい農業者は多い。しかしそれが伸びない理由の一つに参入対策があると思う。特にJAS認定を取得するハードルが高い。生産者は、JAS制度を理解して認定事業者になるが、認定機関はコンサルタント業務ができないということで、難しい文言も含め、自分で勉強しなさいと言われる。制度に対する相談機能をどこで持つのか考えてほしい。生活保障も含め、再生産可能となることが重要である。

消費の関係でいえば、例えば、兵庫県豊岡市はコウノトリで有名だが、そこには「育み米」という米があり、そのお米を食べることによって、コウノトリを支えているという気持ちになり、消費者にも受け入れられている。こうした例から、私たちも「冬水田んぼで作ったお

米」として販売している。このほうが実はJASマークよりも反応がよい。

パネリスト

いきなり有機と言われると、なかなか消費者は買わない。値段が高く、選ぶ品目も少ないのが今の有機の現状。

先ほど、「段階を踏んで」という話があったが、当店では特別栽培基準で、独自に「三ツ星野菜果物」というブランドで販売している。これを広げるには、生産から販売まで、どこでどれだけのコストがかかり、収量が上がり、どれだけ生産者の手取りが増えたかが明らかになることも重要である。

消費者の価値判断基準は、おいしくて安いものであり、まだまだ有機まではたどり着かないが、特別栽培から段階を踏んで提供していきたい。

パネリスト

私どもは特別栽培のお米を年間2800トン販売し、販売量では63%を超えている。有機栽培は23トンで0.5%である。これは有機栽培が高いから販売しないというわけではなく、売れない現状があるからである。

今までは「安全」であることや「おいしい」ということばかり強調してきたが、今後は「水田の持つ多面的な役割」だとか「環境」の問題についても、PRしなければならないと考えている。

パネリスト

消費者の立場で言えば、今までは虫のつかない立派に育った農産物を要求してきた。生産者も生産量を増やすために農薬や化学肥料を大量に使い、その結果、耐性問題なども出てきたと思う。農薬の毒性がその後、土に浸み込み、河川が汚染され海に流れることを知ったとき、昔のような農薬・化学肥料の少ない農産物は大切だと感じる。

パネリスト

当社でも有機の原料でみそ、しょうゆを作っているが、せっかく日本に有機JASの制度が出来たのに、消費者が「その有機は本当なのか」と不審に思っている点が残念である。

当社は有機JAS制度が出来る前から、自然食の団体に外国の民間のオーガニック認証を受けて輸出していた。民間でもオーガニックマークがあることで市場ではきちんと受け入れられていた。もう少し消費者にも有機JASマークが受け入れられるようPRを考えるべきである。

事務局

特別栽培はガイドラインという形であり、有機は第三者認証である。システムそのものは大きく違う。

何人かの方から、「有機は消費者の信頼を得られていない」、「PR

を含め支援が少ない」という発言があった。現在、予算確保は非常に厳しい状況で、特に啓発予算はなかなか認めてもらえない。しかし、この意見交換会での声を背景にして23年度については予算確保にチャレンジしていきたい。

有機農業について、味や値段の他に、有機の意味をしっかりと伝えてほしいという意見があった。現在、海外の文献などを探しており、科学的な裏付けも含めバックデータとして提供する予定である。

認定事業者へのハードルの高さの話があった。事業者に分かりやすい三段表や規格、Q&Aの提供は必要と考えており、一冊の冊子として見やすいものを作成するよう検討している。

パネリスト

電化製品にはエコポイントがあるように、有機にもエコポイントがあれば、購買意欲が出てくると思う。そうした制度も必要ではないか。

有機JAS制度における課題（資料2）

【課題3】有機JAS規格の名称の表示の規制は充分か？

事務局

名称の規制については、意外と知られていない状況である。この現状について我々としては課題として上げさせてほしい。

パネリスト

有機畜産物加工食品については、なぜ有機JASマークなしに「有機〇〇」と書けるのか、その根拠を説明してほしい。多くの方はJASマークがついていることを前提として考えていると思う。

事務局

熟成ハムのJAS規格にもJASマークはあるが、JASマークを付さなければ熟成と表示できないわけではない。地鶏肉もJASマークがなければ地鶏肉と表示できないということではない。JASは任意制度から始まっている。しかし、有機農産物については、平成13年当時、有機の定義がないために、有機質肥料を使用しただけで「有機農産物」と表示される等市場で表示が混乱したためJASマークと有機の表示をセットにした。

有機畜産物については、JAS規格制定当時、日本の中に有機チーズや有機牛乳などがあまり存在しておらず、市場も混乱することがなかった。最近は、有機チーズ、有機卵も存在しているので表示規制を統一すべきかどうか、意見交換会などを通じてご意見をいただきたい。

パネリスト

当時は混乱がなかったとしても、今後は該当品が出てくると思うので、有機の表示については、制度を一本化してもらいたい。

消費者から見れば有機JASマークの付いているものを有機と思っている。

パネリスト

私たち消費者は、「有機〇〇」という表示をするときは有機 J A S マークをつけることが最低限の基本だと思っていた。消費者は、それほど有機制度に詳しくないので、信頼をどこに求めればよいのかという疑問を持ってしまう。

事務局

「有機〇〇使用」という強調表示があるが、例えば「有機大豆使用の納豆」と「有機納豆」は意味合いが違う。これは非常にわかりづらい。東京会場では、豆腐屋さんが、J A S の認定を取得して有機豆腐を販売しているのに、認定を取得しない他社が「有機大豆使用の豆腐」と表示して販売しているのは何とかしてほしいという意見があった。

パネリスト

名称の規制について、農水省ではたぶん規制したいんだろうというニュアンスで受け取ったが、どういう方向で規制していくつもりか。例えば、指定農林物資に有機畜産物を加えるだけなのか、それとも流通関係の監督は消費者庁に一本化されるなかで、例えばオーガニックコットンや医薬品や化粧品も含めて一元化し全体的に規制していくことを考えているのか。

事務局

我々が課題として上げているのは、実態をまず知ってもらい、みなさんから広く意見を聞くこと。その上で、統一すべきという声が大きければ、その方向に向かって仕事をしていきたい。

また、資料にもあるとおり、ある会社の有機表示をめぐる不適正事案で、規制できたものと規制できないものがあったが、このような現在の市場の実態も踏まえて進みたい。ただし、法令的な審査もあるので確約はできない。

パネリスト

有機畜産を指定して規制したとしても、そこから外れるもの、例えば、お酒などは対象外になってしまう。

事務局

J A S 法の中にはアルコールは含まれていない。

パネリスト

有機全体の表示で言えば、有機酒類は国税庁、有機コットンは経産省、ただし綿糸になる前は農産物なので、指定農林物資にすれば農水省で規制できる。農水省というより、国として有機全体の表示問題を担当するのは消費者庁ではないかと思う。

また、日本として有機の輸出ができるようなルール作りをしていただきたい。

一般参加者

数年前に私たちの消費者団体が J A S マークについてを調査した。

JASマークを商品選択にどれだけ基準として使っているか、という質問に対し、JASマークを目安にしているという回答は、1～2%と大変少なかった。戦後JASマークは大変信頼の厚いものだったが、今のJASマークは、信頼に足るだけのものではないと消費者が考えているのではないか。

有機JAS制度における課題（資料2）

【課題4】同等性認定について、今後どのように実施するか？

パネリスト

2000年6月の段階で、日本の有機農産物JAS規格は、たい肥の原料として、遺伝子組み換え飼料を与えた家畜の排せつ物、遺伝子組み換え大豆・菜種の油かすを認めていた。それが現在はコーデックスと同等の有機になった。その間、日本の有機が伸びない理由の一つに信用性の問題があったと思う。

今の日本の有機は、すでにアメリカやEUと肩を並べるレベルに達しているので、同じように制度上同等性を求める国に対しては相手国に行って調査をすることも必要である。

一方、途上国の有機は、法整備は進んでいるが中身は10年前の日本と同じで信用できるレベルではないため、同等性を認めれば危険な有機が入ってくる可能性がある。

今まで日本は20カ国の同等性は認めていながら、日本の事業者が輸出するには20カ国の認定を取得する必要があった。海外からの同等性認定取得を進めてもらいたい。

パネリスト

海外に有機加工食品として、みそを輸出しているが、非常に苦しい状況だ。日本とアメリカとEUの有機の認定を取得した原料を使わなければならない、生産者も限られてくる。特に米と小麦は将来日本で作ってもらわなければならない。日本の有機JASが早く海外と同等になるようがんばってもらいたい。

パネリスト

少し気になったのは、WTOのTBT協定からすると、日本が認められないということは各国が協定違反しているんじゃないかという気もする。この点に関しては日本はどのような主張をしているのか。

事務局

日本はどこからも同等性を認められていないが、日本の有機JASは他の国より甘いのかということそんなことはない。相互認定という感覚からすると、過去においては我々が申請するタイミングがやや遅かったと考えている。最近、日本の有機農産物は海外に輸出され始めており、交渉も活発化している。EUからの同等性認定については、非常に明るい見通しである。

アメリカとは8年間交渉を行っているが、アメリカはほとんどの国の同等性を認めていない。最近ようやく認めたのはカナダだけで、EUの同等性も認めていない。アメリカは日本に対し、同等性の一手手前の認証機関の認定権限を与えた。つまり、アメリカ有機基準に従った認証機関になるためには、農水省に書類を提出してもらってFAMICが審査するように変わってきている。

最近ではアジア圏内の台湾、韓国でも有機の基準ができてきているが、現在力を集中しているのはEUとの同等性を勝ち取りたいということである。

一般参加者

私も有機農産物を作っているが、外国に輸出するためには、JASとの同等性が認められないために、アメリカやEUの認証機関から認証を受けなければならない。このようなことがないように考えていただきたい。

事務局

先ほど、コーデックスの規格の話もあったが、国によって栽培する作物の違いもあり、お互いに使っている資材についてはなかなか理解が得られない状況があり、苦労することもある。

今までの課題、課題以外の論点等の自由意見交換

一般参加者

有機農業は環境にやさしい農業であるにもかかわらず、国として推進しようとする姿勢がないままに進んできたと思う。環境の面からもっと消費者が納得するような説明があれば、流通量も増えると思う。

事務局

私たちも、この意見交換会での意見を踏まえて、「1年前はこうだったけど、結果がでてきましたね」と言われるように努力したい。

パネリスト

先ほど、特別栽培とJASの認証でシステムの違いを言われたが、特別栽培米運動の広がりをも有機米に高めていくような形にしなければ、いつまでも1%くらいのままになってしまう。

特別栽培米のシステムをうまく使った組織的な運動を農水省もサポートして、全国に環境保全型の農産物を作り、さらに有機に高めていくシナリオを描いてほしい。

パネリスト

NHKの番組で埼玉県の小川町で有機農業をやられている金子さんのことが放送された。今でこそカリスマ農家と言われているが、始めた頃は6年間収入がなく、手探りの状況が10年続いたそうである。有機農業を実行する農家が少しでも収入が多くなる方策を探っていかなければならない。



1960年に1454万人いた就農人口は、今は290万人しかいない。この現状をどう打破するか、農業全体で考えなければならない。

パネリスト

消費者も生産者もJASマークが持つ意味を考え、共有共通できるものにしていく必要がある。単に制度のなかで法律に基づいて作られたものということだけではなく、JASマークから何が読み取れるのかということ伝え、共有できる価値があるということになることを望みたい。

パネリスト

岩手生協では、食味が高く有機の認定を受けている農家のお米を販売していて、普通は売り切れると他の商品を並べるが、このお米の場合は、生産者の看板を付けたまま次の入荷まで欠品扱いにした。値段が高いのによく売れた。その原因は、特別栽培と同様に使用資材や生産方法をインターネットで情報公開したからであった。ぜひ情報公開を進めてほしい。

事務局

特別栽培と有機の問題は、多くの意見が寄せられている。有機の生産者からは、特別栽培の制度は無いほうがよいのではないかという声もある。一方、有機の生産者からは、有機の制度は手間暇がかかりすぎ、ハードルが高すぎるという声もある。

情報公開を義務付けることについては、本当によいのかどうか検討が必要であり、今以上に手間暇がかかるという声は必ず出てくる。有機については使える資材がポジティブリスト化されており、かなりの縛りがされていると認識している。

特別栽培については、フリーな特別栽培もあれば、都道府県が認証している特別栽培もある。制度の整った有機認証があるなかで、「特裁も認証制度にすべき」という議論も出てくる可能性もある。この問題を整理していくのも我々の課題と考えている。

(以上)

なお、この議事概要は“である”調にしてあります。